

仮審査処理結果票のエラー内容確認および対処方法等について

国保連合会では毎月5日頃～11日にかけて事業所からの請求情報に対して、本会に登録されている台帳情報を突合し、仮審査を実施しております。

仮審査により、[エラー・警告]となった請求に対しては、**処理の翌日までに事業所へ仮審査処理結果票を送信しております。**

仮審査結果で「エラー・警告」が発生した場合は、請求情報の修正もしくは台帳情報の訂正が必要となります。

なお、請求情報の修正は事業所、台帳情報の訂正は、県・市町村で行います。

仮審査処理結果票のエラー内容を確認し、対処することで請求を正しく上げることができます。
(修正期間内である場合、10日までに請求した内容を修正し、再度請求情報を送信することが可能です。)
請求受付期間に仮審査を行っていますので、早めの請求を行っていただきますようお願いいたします。
仮審査処理結果の通知等の概要については、下記のとおりとなりますので、ご確認ください。

1. 仮審査処理結果の通知

1) 結果の取得方法

仮審査処理でエラー・警告となった場合は、電子請求受付システムログイン後の「お知らせ」に表示されます。**(※正常であった場合は、「仮審査処理結果票」は送信されません。)**

2) 送信時期

毎月5日頃～11日まで(ただし土日祝日にあたる場合は翌営業日)

処理当日の「午後3時(※)」までに本会が受信したデータに対し仮審査を行い、処理当日の午後6時頃に結果を送信します。

(※) 午後3時を過ぎて受信したデータは、翌営業日に仮審査となります。

2. 仮審査処理結果の確認

1) エラー内容について

「※」で始まるものは『警告』です。

「▲」で始まるものは『警告(重度)』です。

「★」で始まるものは『警告(エラー移行対象)』です。

「記号無し」の場合は『エラー(返戻)』です。

市町村審査により「返戻」となる場合があります。

「返戻」のため支払できません。

2) エラー内容の確認および対処方法について

よくお問い合わせをいただくエラーについて、別紙の「よくあるお問い合わせ(エラーコード)一覧」のとおりまとめましたので、ご確認のうえ、ご対応ください。

3. 請求情報の修正・再送信

仮審査処理結果票の内容確認の結果、請求情報を差し替えする場合は、10日までに事業所において請求情報の取下げを行い、修正した請求情報を送信していただく必要があります。

なお、請求の取り下げを行わず、再送信された場合は、既に存在する請求情報と重複するため、一次審査にて「重複エラー」となります。

修正したデータを含む送信済全データの取下げと修正データを含む全データの再送信をお願いします。

1) 請求情報の取下げ

請求情報の取下げ方法は、各システムの以下マニュアルをご確認のうえ、ご対応ください。

①電子請求受付システムでの取下げ方法

電子請求受付システム操作マニュアル（事業所編）

2. 照会～通知文書取得 → 2.2. 請求取下げ依頼

②取込送信システムでの取下げ方法

取込送信システム操作マニュアル

5. 請求情報取込・送信 → 5.2 請求情報送信履歴 → 5.2.4 請求情報の取下げ依頼

③簡易入力システムでの取下げ方法

簡易入力システム操作マニュアル

5. 請求情報の入力 → 5.8 送信内容確認 → 5.2.4 請求情報の取下げ依頼

2) 請求情報の再送信

取下げが承認されると、送信した請求情報は、到達番号ごとに無効となります。

請求情報を再送信する際は、**送信情報が正しく修正されているかご確認のうえ、データの再送信を行ってください。**

なお、簡易入力システムにてデータの修正・再送信を行う際は、基本情報を修正された場合、修正した情報を反映させるために「実績記録票」「請求明細書」の再登録が必要です。

請求情報作成後、「帳票印刷」から送信内容の確認が可能となります。